

岩沼市行政手続条例の一部を改正する条例

岩沼市行政手続条例（平成 8 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって、行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。